# スパイダー根本ボクシングジム会員規約

平成22年4月1日 制定・施行

### <第1章 会員・入会>

- 一、会員とは、当ジム(スパイダー根本ボクシングジム並びに運営会社・株式会社スパイダープロ モーション、以下同様)が定める手続きにより入会を申し込み、当ジムがこれを承認した方を いいます。(以下「会員」といいます)
- 二、入会希望者は、本規約及びその他当ジムが定める規則を承諾の上で入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその他規則を承認したものとします。
- 三、当ジムは、入会申し込みがあった後、必要な審査・手続きを経て、入会を承認できるものとします。
  - (1) 当ジムは不承認とした場合であっても、 これにつき一切法的責任を負担しないものとします。
  - (2) 当ジムは、上記の審査・手続きの内容及び結果につき、 入会希望者に一切開示しないものとします。
  - (3) 入会希望者は、上記の不承認又は審査・手続きの内容・結果等について、 如何なる法的 手続きを通じても、争わないものとします。
- 四、以下の方々は、当ジムに入会できないものとします。

- (1) 心臓・頭部・神経等に疾患、他持病があり、医師の許可が得られない方。(それらの方は、入会前に申し出るものとします。)
- (2) 暴力団構成員、他当社が不適当と認める方。
- (3) 過度な刺青やタトゥー、極端に奇抜な髪色、髪型、装飾の方。
- (4) 未成年者は、法定代理人の許可・誓約書(入会申込書内)を提出するものとします。
- (5) 会員は、当ジム指定のスポーツ保険への加入を義務とします。
- (6) スパーリングを行う方は、頭部CT検査等を受診することを義務とします。

### <第2章 入会金・月謝の支払い等>

- 一、入会申し込みに際し、会員は入会金及び最初の2ヶ月分の月謝(日割)を現金で支払うものと します。
- 二、月謝の支払いは、会員の指定口座から毎月の引落しとします。
  - 但し、入会日によって銀行登録が間に合わない場合は、月初めに現金で当ジムに支払うものと します。
- 三、指定口座の残高不足又等により引き落としができなかった場合は、現金で持参するか翌月の振 替とします。
- 四、退会、休会又はコース変更に伴い月謝金額が変更になる場合、 会員はそれら事情の発生する 前月5日までに、当ジムに書面で申し出るものとします。 会員が上記期限までに上記申し出 をしなかったことによる不利益(次月以降の分の月謝が引き落とされてしまった場合を含みま

すが、これに限られません)は、全て会員が負担し、よって当ジムに請求することはできない ものとします。

五、現金払い又は銀行口座引き落とし等により入会金又は月謝等の名目で当社に支払われた金は、 如何なる理由であっても、返金しないものとし、且つ他の支払いへの充当(相殺)をすること もできないものとします。

### <第3章 当ジムの利用>

- 一、会員は、自己の責任と危険負担において、当ジムを利用するものとします。
- 二、挨拶や清掃など、当ジムのルールを徹底して行うこととします。
- 三、学生はジム内外でも、校則を徹底して守ることとします。
- 四、中学生、高校生は夜間練習後の寄り道は禁止とします。(親の承諾がある用件なら可)
- 五、中学生の練習時間は18時~20時の間。高校生は18時~21時の間とします。
- 六、自らの健康管理のもと、良好な健康状態でジムを利用するものとします。
- 七、練習は当ジム指定の指導員の指示に従うものとします。
- 八、当ジムの承諾なくして、対価を得て他の利用者に指導行為を行ってはならないものとします。
- 九、当ジムの入居する建物のうち当ジム以外に許可なく立ち入ることができないものとします。

- 十、当ジム内へ酒類を持ち込んだり、酒気を帯びた状態で利用してはならないものとします。
- 十一、用具等の携帯品は、各自で管理するものとし、許可された物以外は必ず持ち帰るものとします。 す。
- 十二、その他、当ジムのスタッフの指示に従うものとします。
- <第4章 プロテスト受験・試合出場等>
- 一、プロテスト受験資格は、日本ボクシングコミッションの規定に基づくものとし、アマチュア試 合出場資格は、日本アマチュアボクシング連盟の規定に基づきます。
- 二、プロテストの受験又はプロまたはアマチュア試合への出場者は、 技術及び人格に優秀とみなされる方の中から当ジムの会長もしくはマネージャーが許可した者に限ります。 練習態度や 頻度、素行が模範的でない者は一切許可をしないものとします。またそれに対する一切の異議申し立てはしないものとします。
- 三、プロテストに合格した場合、日本ボクシングコミッションの規定に基づき、当ジム間で、選 手・マネージャー間契約を締結するものとします。

## <第5章 当ジムの責任等>

一、会員が当ジム内外で発生した事件・事故について、当ジムは一切責任を負わないものとします。よって、会員は上記について損害・損失、賠償その他法的請求をすることができないものとします。

- 二、会員が当ジム内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員に対し、補修、取替 及び移設時の運賃等の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- 三、会員の作為若しくは不作為の行為に基づき又はこれらに関連して当社らが何らかの損失又は損害 害(第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、損失金等を含みますが、これらに限られません)を被った場合、その会員は当社らに対し損害及び損失を賠償するものとします。

### <第6章 利用停止・除名・閉鎖>

- 一、当ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、当ジムの利用の一時停止又は除 名をすることができるものとします。
  - (1) 当ジムの設備又は備品を故意又は重大な過失により毀損又は紛失させたとき。
  - (2) 本規約又はその他規則に違反したとき。
  - (3) 当ジムの名誉・信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
  - (4) その他会員として品位を損なうと当社が認める非行があったとき。
  - (5) 心臓・頭部・神経等に疾患のあることが判明したとき。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除きます。
  - (6) 暴力団構成員及びその他当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来たす等、当社が不適当と認めたとき。
- 二、当社は、次の事由により当ジムの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することができるものと します。この場合、当社は会員に対し補償等の法的責任を一切負担しないものとします。

- (1) 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
- (2) 当ジム又は当ジムの入居する建物の施設の改造又は補修工事の実施のとき。
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

### <第7章 休会・退会>

- 一、休会や退会の場合は、ジム指定の届出用紙に記載の上、スタッフへ届けるものとします。口頭 だけでの届け出は認めないものとします。
- 二、上記以外は休会や退会と認めず、月謝支払い義務は継続するものとします。
- 三、退会の場合、届出と同時に会員証を返還していただくものとします。

### <第8章 その他>

- 一、本規約やその他規則は、会員の了承なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員は これを予め承諾します。同内容は当ジム内に掲示された時点で効力が発生するものとします。
- 二、本規約又はその他規則に関する準拠法は日本法とします。
- 三、当ジムが関連する一切の紛争の第1審の専属的合意管轄裁判所は、埼玉地方裁判所とします。
- 四、本規約又はその他規則に定めていない事項及びその他当ジムの利用に関する詳細事項は、当ジムが定めるものとします。